

地域創造学科履修細則

I 一般的事項

- 1) 科目履修に関する基本的事項は、学則、地域創造学部規程、地域創造学科履修細則、学科共通履修細則及び教職課程・学芸員・社会教育主事の資格取得に関する規程等に掲げられている。これらを熟読の上、以下に述べる諸項目や時間制作成の手引き・シラバス等を参考にして、履修科目を決定すること。
- 2) 同一時限に同時に開講されている科目は、重複して履修することができない。
- 3) 授業科目のうち、A、B、C等の区別のあるものは、そのいずれか一つを選択履修することができる。
- 4) 各学期の履修上限単位数は、追手門学院大学履修登録に関する取扱基準に定める。なお、卒業研究は履修制限単位数に含まない。
- 5) 履修登録は、所定の方法に従って、指定の期日までに行うこと。

II 共通教育科目

1 ファウンデーション科目群(初年次科目)

- 1) 「日本語表現」は、1年次に履修することが望ましい。
- 2) 「数的処理入門」は1年次に履修することが望ましい。

2 ファウンデーション科目群(外国言語科目)

- 1) 「総合英語 1」「総合英語 2」「Online English Seminar 1」「Online English Seminar 2」を必修とする(外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者を除く)。
- 2) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、日本語から4単位以上を修得しなければならない。

3 リベラルアーツ・サイエンス科目群

- 1) 8単位以上を修得しなければならない。

4 主体的学び科目群

- 1) 「追手門アイデンティティ」は、1年次に履修することが望ましい。
- 2) 外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された学生は、「日本事情1」「日本事情2」を必修とする。

III 学科科目

1 主体的研究科目群

- 1) 実践演習科目群は、すべて必修とし、指定された年次に履修するものとする。
- 2) 卒業研究に関する事項については、IV卒業研究に定める。

2 学部共通科目群

- 1) 10単位以上を修得しなければならない。
- 2) 「地域創造学概論」は、1年次に履修する。

3 専攻科目群

- 1) 専攻科目群には4つのコース科目群がある。1年次に主専攻(以下「メイン」という。)と副専攻(以下「サブ」という。)の2コースを選択し、2年次以降、選択したコースの科目群を履修する。
- 2) 選択したコースのコース科目は、メインのコース科目群から基礎科目群6単位以上を含み18単位以上、かつ、サブのコース科目群から基礎科目群4単位以上を含み10単位以上(合計28単位以上)を修得しなければならない。
- 3) メイン、サブのいずれについても、地域政策コースを選択した者は「地域政策論 1」「地域政策論 2」を、地域デザインコースを選択した者は「地域デザイン概論 1」「地域デザイン概論 2」を、観光コースを選択した者は「観光学 1」「観光学 2」を、食農マネジメントコースを選択した者は「食農マネジメント論 1」「食農マネジメント論 2」を、それぞれ2年次に履修する。
- 4) 応用科目群の履修にあたっては、以下の科目を履修中又は修得済みであることを要件とする。

① 地域政策コース科目群

「地域政策論 1」又は「地域政策論 2」

②地域デザインコース科目群

「地域デザイン概論 1」又は「地域デザイン概論 2」

③観光コース科目群

「観光学 1」又は「観光学 2」

④食農マネジメントコース科目群

「食農マネジメント論 1」又は「食農マネジメント論 2」

5) 演習は、当該科目が配置されているコースをメインで選択した者のみが履修できる。

6) コースの変更は、原則として認めない。

4 発展科目群

1) 2単位以上を修得しなければならない。

IV 卒業研究

1) 卒業研究は、必修4単位とする。

2) 地域創造学科第4年次に在学する者は、担当教員の指導のもとに、所定の手続を経て、所定の期日までに卒業研究の成果物を提出しなければならない。

3) 卒業研究の成果物は、卒業論文または卒業制作とし、単独もしくは共同で作成するものとする。なお、卒業制作を成果物とする場合は、事前審査を経て担当教員によって許可された場合に限る。

4) 卒業論文は、A4判の用紙(1ページ800字、横書き)を用い、20枚以上とする。

卒業制作の場合は、以下の4点の提出を要件とする。

①計画書

②進捗状況説明書

③制作物

④制作物説明書

5) 卒業論文は、12月15日までに提出しなければならない。

卒業制作を成果物として提出する場合は、4)に指定された①②③を、それぞれ指定された期日までに担当教員が指定する場所へ提出し、制作物説明書を12月15日までに提出しなければならない。

なお、期日に遅れた場合は受理しない。ただし、病気その他やむを得ない事情により期日までに提出できない場合は、その理由を証する書面を添えて12月15日までに願い出た場合に限り、1月10日を提出限度として延期を許可することがある。

6) 卒業研究の審査は、提出物の審査及び口頭試問とし、複数の教員が担当する。

7) 卒業論文の審査に不合格の場合、あるいは提出しなかった場合には、次年度の春学期に提出することができる。この場合には、6月15日までに卒業論文を提出しなければならない。

卒業制作の審査に不合格の場合、あるいは提出しなかった場合には、再度、4)に指定された①②③を、それぞれ指定された期日までに、担当教員が指定する場所へ提出した場合に限り、次年度の春学期に提出することができる。この場合には、6月15日までに卒業制作の制作物説明書を提出しなければならない。

卒業制作の審査に不合格、あるいは提出しなかった者が、次年度の春学期に卒業論文を提出することを希望する場合は、これを認める。この場合には、6月15日までに卒業論文を提出しなければならない。

なお、期日に遅れた場合は受理しない。ただし、病気その他やむを得ない事情により期日までに提出できない場合は、その理由を証する書面を添えて6月15日までに願い出た場合に限り、7月10日を提出限度として延期を許可することがある。